

大和市告示第151号

大和市民間保育所等物価高騰対策支援金事業実施要綱を次のように定める。

令和5年9月14日

大和市長 古谷田 力

大和市民間保育所等物価高騰対策支援金事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー価格及び物価の高騰の影響を受け、電気料金、ガス料金その他運営に係る経費の負担が増加した民間保育所等を支援するため、光熱費の増額分に対し予算の範囲内において民間保育所等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付する事業に関し、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「民間保育所等」とは、市内に所在する次の各号のいずれかに該当する施設をいう。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下この条において「法」という。）第39条第1項に規定する保育所のうち、国、都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所
- (2) 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を実施する施設
- (3) 法第6条の3第14項に規定する子育て援助活動支援事業の運営を本市から受託している法人の事業所
- (4) 法第59条の2第1項に規定する届出を行っている認可外保育施設（居宅訪問型を除く。）
- (5) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園
- (6) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園
- (7) 大和市病児保育事業費補助金交付要綱（平成31年大和市告示第54号）第4条各号に掲げる要件を全て満たす事業者が運営する事業所

(補助の対象者)

第3条 補助の対象となる者（第5条において「対象者」という。）は、民間保育所等を運営する者とする。

(支援期間及び基準期間)

第4条 補助の対象となる期間（以下「支援期間」という。）は、令和5年4月から同年9月までとする。

2 支援金の算定の基礎となる期間（以下「基準期間」という。）は、令和3年4月から同年9月までとする。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費は、対象者が当該民間保育所等の業務を行うために支払った支援期間における各月の電気料金及びガス料金の合計額とする。

（支援金の額）

第6条 支援金の額は、補助対象経費からこれを次項の規定により基準期間の料金水準で算定した経費（次項において「基準期間水準経費」という。）を差し引いた額とする。ただし、令和3年4月2日以降に設置された民間保育所等は、補助対象経費に100分の5を乗じて得た額とする。

2 基準期間水準経費は、電気及びガスそれぞれについて、基準期間の各月の料金を当該各月の使用量で除して得た単価それぞれに支援期間の各応当月の使用量を乗じて得た額を合計した額とする。

3 第1項本文の規定にかかわらず、基準期間の各月の電気又はガスの使用量のいずれかが確認できない場合については、補助対象経費に100分の5を乗じて得た額又は補助対象経費から基準期間の電気及びガスの料金の合計額を差し引いた額のいずれか少ない額を支援金の額とする。

4 第1項の規定にかかわらず、支援期間を対象とした、この要綱に定める支援金と同趣旨の補助金、交付金、寄附金等を受けている場合には、当該金額に相当する額を控除するものとする。

5 この条の規定により算出した支援金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第7条 申請者は、別に定める申請期限までに、大和市民間保育所等物価高騰対策支援金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 誓約書

(2) 補助対象経費内訳書

(3) 明細書等、支援期間並びに基準期間の電気及びガスの料金及び使用量が確認できる書類

(4) 通帳の写し等、支援金の振込先が確認できる書類

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、支援期間のうち、令和5年4月分から6月分までを第1期、同年7

月分から9月分までを第2期として、2回に分けて行うことができる。

(交付決定等)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、交付の適否を決定し、その結果を大和市民間保育所等物価高騰対策支援金交付（不交付）決定通知書により、当該申請者に通知するものとする。この場合において、補助事業者は、支援金の交付を受けようとするときは、大和市民間保育所等物価高騰対策支援金請求書により市長に請求するものとする。

(報告及び調査)

第9条 市長は、支援金の適正な交付のため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(様式)

第10条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに申請がされた支援金については、なお従前の例による。

別表（第10条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市民間保育所等物価高騰対策支援金交付申請書	第7条
第2号様式	誓約書	第7条
第3号様式	補助対象経費内訳書	第7条
第4号様式	大和市民間保育所等物価高騰対策支援金交付（不交付）決定通知書	第8条
第5号様式	大和市民間保育所等物価高騰対策支援金請求書	第8条